

いわて子どもの森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

いわて子どもの森条例施行規則の一部を改正する規則

いわて子どもの森条例施行規則（平成15年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
区 分		単 位	利用料金の上限額	区 分		単 位	利用料金の上限額
テント	宿泊	[略]	円 <u>1,320</u>	テント	宿泊	[略]	円 <u>1,360</u>
	一時使用	[略]	<u>670</u>		一時使用	[略]	<u>690</u>
炊事用具	宿泊	[略]	<u>670</u>	炊事用具	宿泊	[略]	<u>690</u>
	一時使用	[略]	<u>330</u>		一時使用	[略]	<u>340</u>
寝袋	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	[略]	<u>140</u>	寝袋	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	[略]	<u>150</u>
	一般	[略]	<u>260</u>		一般	[略]	<u>270</u>
自転車	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	[略]	<u>140</u>	自転車	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	[略]	<u>150</u>
	一般	[略]	<u>260</u>		一般	[略]	<u>270</u>
歩くスキー	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	[略]	<u>140</u>	歩くスキー	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	[略]	<u>150</u>
	一般	[略]	<u>260</u>		一般	[略]	<u>270</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。